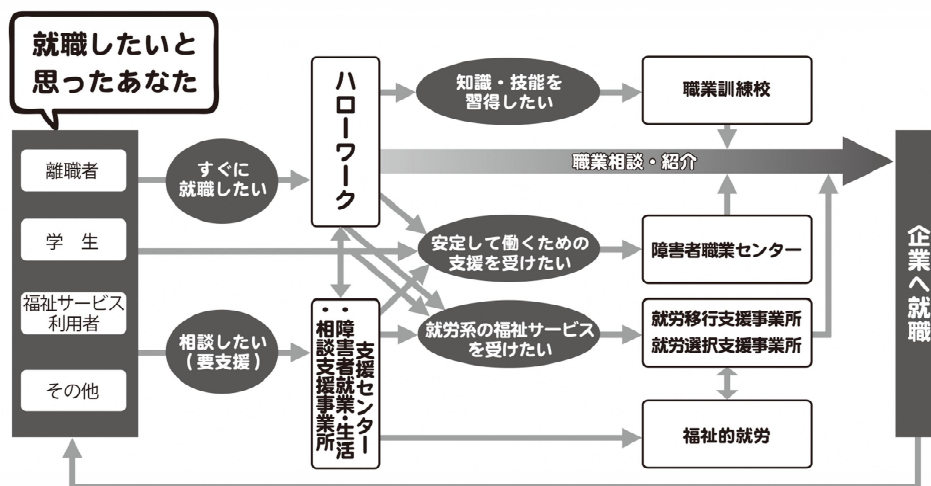


10 仕 事

就職を促進するため、障害者の方や雇用者の方に次のような制度支援があります。

障害者のための就職支援

- ・富山公共職業安定所（ハローワーク） 富山市奥田新町 45 ☎431-8609
障害者の障害状況、適性、希望等にもとづき職業相談・就職のあっせん等を行っています。
- ・富山障害者職業センター 富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル（旧住友生命富山ビル）7階 ☎413-5515
公共職業安定所等の関係機関と連携し、就職、職場定着に向けての相談、職場適応を図るためのジョブコーチ支援、就職に向けての職業準備支援、メンタル不調で休職中の方へのリワーク支援を行います。
- ・富山障害者就業・生活支援センター 富山市坂本 3110（セーナー苑内） ☎467-5093
職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域で他の関係機関と連携を図りながら、総合的に支援を行います。
- ・相談支援事業所（9 ページ参照）
在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うなど、障害者やその家族の方々の地域における生活を支援します。
- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（72～74 ページ参照）
就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・就労選択支援事業所（74 ページ参照）
就労先や働き方について、就労能力や適性等に合ったより良い選択ができるよう支援します。



○障害者の雇用率制度

国や地方公共団体、民間の事業主に対して、障害者の雇用率を定めています。（令和6年4月1日以降）

民 間 企 業	2.5%以上
国・地方公共団体等	2.8%以上
都道府県等の教育委員会	2.7%以上

11 住 宅

暮らしやすい住宅づくりのために、次のような制度があります。

住宅改善費の助成（改善）

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

家の中の段差をなくしたり、浴室やトイレを使いやすくするためなどの改善費を助成します。

○対象者

在宅で、身体障害者手帳1・2級の視覚障害または肢体不自由の方で、その世帯員全員が所得税非課税の場合

○対象工事

居室、浴室、便所、玄関等の改善（新築増築は除きます。）

○申請

平面図や工事見積書などが必要です。くわしくは、着工前に窓口へお問い合わせください。

※改善後の申請は不可。

○助成額

- ・対象工事費の500,000円以下の部分は全額補助
- ・対象工事費の500,000円を超える部分は2／3補助
- ・補助限度額750,000円

ただし、介護保険や日常生活用具での住宅改修費の支給対象の方は、その対象額を控除した額になります。

生活福祉資金（増改築）

【窓口】地区民生委員、富山市社会福祉協議会 ☎422-3414
F 422-2684

64ページの一覧表をご覧ください。

富山県住みよい家づくり 資金融資制度（改修）

【窓口】各取扱金融機関

【お問い合わせ先】

（一財）富山県建築住宅センター ☎439-0248 F 439-0256
県建築住宅課 ☎444-9661

○対象工事

県内に自ら居住するための住宅のバリアフリーリフォーム

○融資内容

- (1) 融資額 500万円以内
- (2) 融資利率1.9%（利率は全期間固定）
- (3) 償還期間15年以内
- (4) 償還方法・保証担保 お申し込みの金融機関の定めるところによります。

※子育て世帯（三世帯同居、三世代近居、多子同居）、県外からの定住世帯の場合1.6%（利子補給有）でリフォームのほか、新築・購入も対象。

公営住宅の入居

市営住宅の中には、障害者世帯向け住宅（車椅子対応などを含む）があります。

12 社会参加

行動範囲を広げ、社会参加していただくために、
次のような制度があります。

福 祉 タ ク シ ー

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

在宅の重度心身障害者の生活範囲を広げ、積極的に社会活動に参加していただくためにタクシー利用券又はガソリン給油券を交付しています。

○対象者

- ・ 下肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓・視覚のいずれかの障害で身体障害者手帳1・2級相当となる方（上記以外の障害部位で1・2級の方は該当しません）
- ・ 療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・障害者入所施設に入所していない方

○所得制限

対象者の属する世帯の全ての世帯員の合計所得金額が1,000万円以上の場合は交付されません。

○手続き窓口

障害福祉課、各行政サービスセンター、地区センター（山田・細入地域以外）、中核型地区センター、中央・南・北保健福祉センター

○利用方法

手帳をご持参のうえ、窓口で

- ① 1年分として15,600円のタクシー利用券（契約事業者に限る）
 - ② 1か月あたり500円のガソリン給油券（契約事業者に限る）
- のいずれかをお受けとりください。（年度途中に対象となった方は、対象となった月から3月分までを交付します。）

身体障害者補助犬の貸与

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○助成

身体障害者補助犬貸与の際の自己負担金の一部を助成しています。

○対象者

視覚、聴覚又は肢体不自由で1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者。

○貸与

盲導犬の貸与については、富山県視覚障害者協会（☎425-6761）へお尋ねください。

自動車操作訓練費の助成

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方が、指定自動車教習所を卒業し自動車運転免許証を取得された場合、取得費の一部が助成されます。ただし、本人及び世帯全員が住民税非課税の方に限ります。また、免許取得後6か月以内に申請が必要です。

○助成額

免許取得費用の3分の2（ただし10万円を限度とします）

自動車改造費の助成

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の自動車取得を容易にし、自立と社会参加の促進を図ります。

○対象者

在宅の肢体不自由 1・2 級程度の手帳の交付を受けた方で前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額以内の世帯に属する方

○改造の対象

就労等に伴い障害者自らが所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部の改造

○助成

改造に要する経費で、10 万円を限度とします。 ※改造後の申請不可

車いす対応車両購入費の助成

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

車いすを使用する身体障害者が乗降を容易に行えるような仕様の自動車を購入するために要する費用の一部を助成します。

○対象者

補装具費の支給又は、従前の補装具の給付により車いすを利用されている身体障害者

○所得制限

対象者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合に限る。

○助成額

・ 車いすのまま乗降でき、車いすのまま運転できる仕様になったもの…10 万円

・ その他の車いす対応車両等…その仕様に要する経費の 2 分の 1（限度額 10 万円）

※購入後の申請は不可。また、助成は同一世帯について車両 1 台までです。（車両を更新する場合は除く。）

駐車禁止の適用除外

【窓口】 住居地を管轄する警察署の交通課

標識により駐車禁止となっている場所に限り、身体障害者手帳の交付を受けている方で、歩行困難な方に駐車禁止除外の標章を交付しています。

○ 身体障害者手帳のほかに、戦傷病者手帳、療育手帳、保健福祉手帳及び小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方も、適用除外対象となります。（ただし、障害の区分・等級及び歩行状態によって対象が限定されます）

○ 駐車禁止除外指定車標章は、身体障害者手帳等の交付を受けている方本人に交付し、障害者の方が使用中（運転・同乗）の車両で標章を掲出していれば規制の適用除外となります。

※詳しくは、最寄りの警察署でご相談ください。

通所訓練（共同作業所）

【窓口】 運営主体へ直接お問い合わせください。

○共同作業所（82 ページに掲載されています。）

市内には障害や難病のある方が、通所しながら自立を目指して生活訓練、作業訓練、授産作業等を行っている共同作業所があります。

地域で生活するための社会適応訓練の場です。軽作業やグループ活動（スポーツ・レクリエーションなど）を通じて社会復帰を目指します。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

【窓口】 富山市聾唖福祉協会 ☎428-2900 F 428-2900

聴覚障害者が社会参加するために情報保障は不可欠です。

病院・職場・学校・講演会等で手話通訳や要約筆記が必要な方、また、聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑にするために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

福祉バスの運行

【窓口】 富山市社会福祉協議会 ☎422-3400 F422-2684

市内在住の障害者の方が、レクリエーションや研修会などの社会活動に参加できるよう、車イスのまま乗車できるリフト付バスを運行します。利用定員は 37 名です。障害者 10 名以上の利用で運行します。

13 教 育

障害のある児童生徒等の能力をより伸ばすために、
次のような学校・学級があります。

【窓口】 富山県教育委員会 教育みらい室 特別支援教育課 ☎444-3451 F 444-4437
富山市教育委員会 学校教育課 ☎443-2135 F 431-6176
各 学 校 教育行政センター

〈 特 別 支 援 学 校 〉

○ 視 覚 障 害

県立富山視覚総合支援学校 富山市大江干 144 ☎423-8417 F 423-8418	幼稚部（3歳から）、小学部、中学部、高等部があり、点字や拡大文字を用いた学習、歩行能力の向上など一人一人の視機能に合わせた教育を行っています。また、中途障害者や乳幼児からの教育相談を随時行っています。高校（高等部）卒業以上の方は、専攻科で3年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得のための学習ができます。
--	---

○ 聴 覚 障 害

県立富山聴覚総合支援学校 富山市下奥井1丁目 9-56 ☎441-9172 F 441-9188	幼稚部（3歳から）、小学部、中学部、高等部があり、補聴器等を用いて、聴覚を活用する学習、ことばの学習や教科の学習を行っています。また、乳幼児からの教育相談を随時行っています。高等部を卒業すると、専攻科で2年間、さらに学習を深めることができます。
--	---

○ 肢 体 不 自 由

県立富山総合支援学校 富山市金屋 4982 ☎441-8261 F 441-8267	小学部、中学部、高等部があり、動作、感覚、言語などの学習を重視し、障害による生活や学習上の困難の改善・克服と自立や社会参加を目指した教育を行っています。自宅や施設への訪問教育もあります。
県立高志支援学校 富山市道正 29-1 ☎438-4811 F 438-9328	医療型児童発達支援施設に隣接した学校です。小学部、中学部、高等部があり、動作、感覚、言語などの学習を重視し、障害による生活や学習上の困難の改善・克服と自立や社会参加を目指した教育を行っています。

○ 病 弱

県立ふるさと支援学校 富山市婦中町新町 2913 ☎469-3388 F 469-3374	国立病院機構富山病院に入院する児童生徒が、病状に応じて教室や病室で授業を受けます。小学部、中学部、高等部及び訪問教育があります。
県立富山視覚総合支援学校 （再掲） ※高等部生徒のみ対象 富山市大江干 144 ☎423-8417 F 423-8418	入院を必要としない病弱生徒を対象に、一人一人の病状に応じ、障害による生活や学習上の困難の改善・克服と自立や社会参加を目指した教育を行います。

○ 知的 障 害

富 山 大 学 教 育 学 部 附 属 特 別 支 援 学 校 富山市五艘 1300 ☎445-2809 F 445-2811	一人一人の発達の状態に応じ、特性を生かした教育を行っています。基本的な生活習慣の確立を図り、自立や社会参加のために必要な知識、技能の習得や態度の育成に重点を置いています。
県 立 し ら と り 支 援 学 校 富山市婦中町下邑 2877 ☎469-5531 F 469-5532	
県立富山聴覚総合支援学校 (再掲) ※高等部生徒のみ対象 富山市下奥井 1 丁目 9-56 ☎441-9172 F 441-9188	障害の程度が比較的軽い知的障害のある生徒を対象とし、卒業後の一般企業等への就職など社会的・職業的自立に向けた支援を重視した教育を行っています。
県 立 富 山 総 合 支 援 学 校 (再掲) ※高等部生徒のみ対象 富山市金屋 4982 ☎441-8261 F 441-8267	
県 立 富 山 高 等 支 援 学 校 ※高等部のみ設置 富山市坂本 2600 ☎467-5560 F 467-5565	

〈小・中・義務教育学校〉

○ 特 別 支 援 学 級

障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある児童生徒一人一人に応じた教育を行います。

障害の種類：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

○ 通 級 に よ る 指 導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週 1 ～ 8 単位時間、特別な指導の場（通級指導教室）で行います。

障害の種類：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

※弱視については「県立富山視覚総合支援学校」において、難聴については「県立富山聴覚総合支援学校」において、通級による指導を受けます。

14 そ の 他

障害者の方のくらしを豊かなものにするため、
次のような事業や制度があります。

スポーツ関係

【窓口】(1)は、スポーツ健康課 スポーツ係 ☎443-2141 F 443-2176
(2)は、富山県障害者スポーツ協会 ☎413-2248

(1) 障害者スポーツ推進事業

新たに障害者スポーツの普及促進を図るために設立した団体の設立・運営や、競技団体における新たな障害者スポーツの普及促進部門の立ち上げに必要な費用を支援します。

① 障害者スポーツ団体設立・運営補助

対象：障害者スポーツの普及促進を図るため新たに設立した団体

② 障害者スポーツ部門運営補助

対象：富山市スポーツ協会に加盟する団体

(2) 第26回富山県障害者スポーツ大会

水泳競技会 日程：令和8年4月18日（土） 会場：富山県高岡総合プール

陸上競技会 日程：令和8年5月24日（日） 会場：富山県総合運動公園陸上競技場

フライングディスク競技会 日程：令和8年9月20日（日）

会場：富山県総合運動公園 屋内グラウンド及びファミリー広場

卓球競技会 日程：令和8年11月8日（日） 会場：富山県総合体育センター

作 品 展

【窓口】(1)は障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
(2)～(5)は、富山県身体障害者団体協議会 ☎444-0213 F 433-4610
富山県障害者社会参加推進センター

(1) 障害者週間における作品展事業

障害者（児）の方が制作した手芸・絵画・書・工芸品等を一堂に市役所にて展示し、いろいろな趣味に親しむ方の発表の場としています。（毎年12月上旬実施）

(2) 障害者文化芸術育成支援事業・障害者アート作品展 in TOYAMA

障害者の文化芸術活動は、障害者の生活の向上を図り自立や自己表現の場につながります。障害者の社会参加の推進を一層図るために、障害者に対して文化や芸術にふれる機会と発表の提供により、障害者の文化芸術活動の普及・育成・支援を行い、県民各位に対する理解を深める事を目的に開催しています。9月26日（土）～9月28日（月）の3日間、富山県民会館 美術館で開催いたします。

(3) 障害者・ワークショップ事業

本年度は「陶芸教室」と「ほんわかアート教室（臨床美術）」の開催を計画しています。

(4) 「心の輪を広げる体験作文」等募集事業

障害のある人となない人との相互理解の促進を図るため、心のふれあいをテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び、12月3日～9日の「障害者週間」を広く周知する内容のポスターを募集し、優秀作品の表彰を行っています。作文は小学生・中学生・高校生・一般を対象とし、ポスターは小学生・中学生を対象としています。募集期間は毎年7～9月頃で11月下旬に表彰しています。

(5) 障害者による書道・写真全国コンテスト

障害のある人の文化・芸術活動の促進と技術の向上、またそれらの活動を通じた積極的な自己表現と社会参加の促進を目的としています。毎年7～9月頃に募集し、全国コンテスト事務局に提出しています。

生活福祉資金の貸付

【窓口】富山市社会福祉協議会 ☎422-3414 F 422-2684

大沢野細入支所 ☎467-1294

大山支所 ☎483-4111

八尾山田支所 ☎454-2390

婦中支所 ☎469-0775

○低所得者、障害者、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

<貸付条件一覧表>

資 金 種 類		限 度 額
総合支援資金	生活支援費 ※最長1年間の生活費	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内
	住宅入居費 ※敷金、礼金など	40万円以内
	一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	60万円以内
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定
	緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
教育支援資金	教育支援費	月65,000円以内
	就学支度金	50万円以内

※詳しい貸付内容・条件についてはお問い合わせください。

※貸付に当たっては社会福祉協議会の審査があります。

電話リレーサービス

電話リレーサービスとは聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。

電話リレーサービスを利用するには利用登録が必要です。またお手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット端末が必要です。

申し込み先・詳しいお問い合わせ先は(一財)日本財団電話リレーサービスのホームページ(<https://www.nftrs.or.jp>)をご覧ください。

文字表示電話サービス：ヨメテル

2025年1月から、これまでの電話リレーサービスに加え、利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする「文字表示電話サービス」(サービス名：ヨメテル)が開始されました。詳しくはヨメテル公式ホームページ(<https://www.yometel.jp>)をご覧ください

避難行動要支援者支援制度

【窓口】防災課 企画係 ☎443-2120 F 443-2039

○趣旨

災害が発生した時などに、地域における支援を希望される方を、避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）に登録し、避難支援等関係者（消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織）に対して、平常時からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てるものです。

○対象者

災害時に地域や防災関係機関の支援を希望される方で、住所・氏名等の支援に必要な個人情報を、避難支援等関係者へ提供することに同意された在宅の方です。

（施設・病院に入所・入院されている方は対象になりません。）

○申請

申請の際には、支援に必要な個人情報を提供してもよいという本人の同意が必要となります。

【申請書の提出先】

防災課、福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課、行政サービスセンター、地区センターです。

※申請書は、上記提出先にあります。（市のホームページからもダウンロードできます。）

【登録に必要な個人情報】

- ①住所、②氏名、③性別、④生年月日、⑤電話番号、⑥緊急時の家族等の連絡先、⑦避難支援等を必要とする事由、⑧地域支援者

福祉避難所

【窓口】福祉政策課 企画係 ☎443-2262 F 443-2208
防災課 企画係 ☎443-2120 F 443-2039

○趣旨

福祉避難所とは、災害時の避難者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を指定避難所から受け入れる施設です。

※市が福祉避難所の開設が必要と判断した場合に、福祉避難所の施設管理者に開設を要請します。

Net 119 緊急通報システム

【窓口】富山市消防局通信指令課 ☎493-4141 F 493-4011

○趣旨

聴覚や発話に障害等があり、音声による 119 番通報が困難な方で、スマートフォン等から、簡単な画面操作で緊急通報（火災、救急）を自宅や外出先から行うことができるシステムです。

○対象者

富山市内に在住又は在勤若しくは在学の方で、聴覚や発話の障害等により音声通話が困難な方。

○申し込み方法

Net 119 緊急通報システムをご利用いただくには、次の方法による事前登録が必要です。

- ① 窓口での申請 申請書兼同意書（市ホームページからダウンロードできます。）に必要な事項をご記入の上、登録する端末（スマートフォン等）をご持参し登録者本人が消防局通信指令課にお越しく下さい。
- ② Web での申請 QR コードを読み取り、届いたメール内の URL から登録申請を行ってください。詳細は、市ホームページをご確認ください。

障害者手帳アプリ（ミライロ ID）

障害者手帳アプリ「ミライロ ID」とは、スマートフォンに障害者手帳の情報を登録し、登録画面を提示することにより、本人確認として利用できる無料のアプリケーションです。利用できる施設については、各施設にご確認ください。

詳しいお問い合わせ先は、「ミライロ ID」ホームページ (<https://mirairo-id.jp>) をご覧ください。